

一般社団法人 岐阜県ゴルフ連盟 ジュニア会員制度 補足説明Q&A(2026年版)

一般社団法人 岐阜県ゴルフ連盟(以下:GAG)ジュニア会員制度について、補足説明資料を作成しました。入会をご検討いただく際の参考資料としてください。

〈会員登録に関して〉

Q01. 岐阜県内在住でないと、登録できませんか？

A. 小学生と中学生のジュニアについては、在住・在学は問いません。
愛知・三重・滋賀等他県にお住まいの方でも登録可能です。
高校生は「岐阜県ゴルフ連盟ジュニア会員規則」により、『岐阜県内に在住 又は 岐阜県内の高校に在学している』ことを必要とします。

Q02. 幼稚園児(未就学児)は会員登録できませんか？

A. 登録については、原則 小学校入学以後とさせていただきます。

Q03. JGAジュニア会員とはちがいますか？

A. JGAとGAGは別の組織です。
JGAジュニア会員とは“別の”会員制度と捉えてください。

Q04. 昨年ジュニア会員に登録をしたが、更新手続きはすぐにしなければならないか？

A. 更新はどのタイミングでも受け付けております。
ただし、登録することで享受できる会員特典(ジュニアチケット等)には利用期限がありますので、早めの更新(登録)手続きをお勧めします。

〈競技会等の参加に関して〉

Q05. GAGジュニア会員になったら、GAG主催・共催等のジュニア競技に参加できるのでしょうか？

A. 2026年度 GAG主催・共催競技では、GAGジュニア会員の有無ではなく、居住地や年齢等によって参加資格が設定されております。詳細は各競技の競技規定をご確認ください。

〈ジュニアチケットに関して〉

Q06. ジュニアチケットの使用には、制限があるのでしょうか？

A. 利用できるのは本人のみ、という制限がございます。詳しくはGAG会員ご登録後にお送りいたします「ジュニアチケット利用について」にてご確認ください。

Q07. ジュニアチケットはどこでゴルフ場で使用することができるのでしょうか？

A. GAG加盟倶楽部の中で「ジュニアチケット利用可能倶楽部」としてご協力いただいているゴルフ場で使用することができます。

具体的なゴルフ場名、予約連絡先等については GAG ホームページをご確認ください。詳細については利用可能倶楽部ごとの運用がございますので、ご使用を希望される倶楽部へ直接お問い合わせください。

Q08. ジュニアチケットを使用する際、お金がかかるのでしょうか？

A. 原則コース利用に関する負担はございません。ただし、カートを使用する場合やジュニアチケットとは関係のない事項、個人的な飲食・売買等については、その限りではありません。

Q09. ジュニアチケットを使用する際に付される「一定の条件」とは、例えばどのような内容でしょうか？

A. 一例として

- ・ 練習は原則土日、一般のお客様の最終組がハーフターンした後となります
「〇ホール プレーできる」などの保障をすることはできません。
- ・ 予約は 倶楽部が設定している期日までに“保護者が”行ってください。
- ・ ジュニアチケットは ジュニアの練習環境を作り出すための取り組みです。
いかなる理由でも、チケット利用時に保護者がプレーすることは厳禁とします。
- ・ 「カート使用の可否」「保護者の同行」等の詳細は、ゴルフ場の指示に従ってください。
- ・ ゴルフ場の設定した練習終了時間は厳守してください。

〈保険に関して〉

Q10. GAGジュニア会員になった際に加入する保険は、どのようなものなのでしょうか？

A. 保険の対象は「移動ジュニアゴルフ教室参加時」もしくは「ジュニアチケット使用によるラウンド中」におこってしまった不慮の事故(怪我等)に対応するためのものとなっております。